

## 病院薬剤師確保事業奨学金返還補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、病院薬剤師確保事業奨学金返還補助金（以下「補助金」という。）の交付について、補助金等交付規則（昭和34年 規則第9号。以下「規則」という。）及び医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について（平成26年9月12日付け医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、平成26年9月12日付け老発0912第1号厚生労働省老健局長通知、平成26年9月12日付け保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）の別紙、地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、奨学金の貸与を受けていた新卒の薬剤師又は長野県外で勤務する薬剤師が、県内の病院に就職し、一定期間薬剤師の業務に従事した場合、その者が貸与を受けていた奨学金の返還額の全部又は一部を補助することにより、薬剤師の県内病院就職を促進し、その定着を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 奨学金 経済的な理由で就学困難な学生を支援するために独立行政法人日本学生支援機構等が当該学生に対して貸与する資金で、貸与を受けた本人が返還義務を負うものをいう。
- (2) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項に基づく開設の許可を受けた病院のことをいう。
- (3) 薬学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された大学において、薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）を修める者をいう。
- (4) 対象者 本補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (5) 対象施設 対象者が新たに勤務しようとする長野県内の病院をいう。
- (6) 正規雇用 雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、就業規則等で定める職員と同様の扱いとなる雇用形態をいう。

### (対象者の認定要件)

第4条 対象者の認定を受けようとする者は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならぬ。

- (1) 次のア、イのどちらかを満たすこと。
  - ア 募集年度に大学を卒業予定の薬学生で、同年度に実施される薬剤師国家試験により薬剤師免許を取得する見込みであること。（令和6年春期の募集時は、令和5年度に大学を卒業し、同年度に実施された薬剤師国家試験により、薬剤師免許を取得した者であること。）
  - イ 薬剤師免許を取得しており、長野県外で勤務していること。

(2) 募集年度の翌年度の6月末日までに、新たに県内の病院に薬剤師として就業する意思を有すること。ただし、令和6年春期の募集時は、令和6年6月末日までとする。

(3) 大学在学中に次のア、イのどちらかに該当する奨学金の貸与を受けており、返還残額があること。

ア 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金又は第二種奨学金

イ ア以外の貸与型奨学金で、返済免除条件がない又は貸与者が返済免除条件を満たす見込みがないと認められるものであって、知事が適当と認めるもの。

(4) 奨学金返還を開始している場合、返還の滞納がないこと。

2 本制度は、他の地方公共団体や企業が実施する奨学金返還支援制度を併用することができる。

#### (対象者の申請)

第5条 対象者の認定を受けようとする者は、奨学金返還補助金対象者認定申請書(様式第1号)(以下「認定申請書」という。)を対象者の募集期間中に知事に提出しなければならない。

#### (対象者の認定)

第6条 知事は、前条の規定により認定申請書の提出があった場合は、審査を実施し、対象者を認定したときは、奨学金返還補助金対象者認定通知書(様式第2号)(以下「認定通知書」という。)により、認定した対象者(以下「認定者」という。)に通知するものとする。

2 認定者は、認定通知書に記載された対象施設への就業期限までに、対象施設に薬剤師として正規雇用により就職しなければ、その認定を無効とする。

#### (交付対象期間)

第7条 交付対象期間は、認定者が、対象施設に就職した日を起点として、当該日の属する月から起算して、貸与を受けていた奨学金の返還期間のうち、6年を超えない期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、認定者が産前・産後休暇、育児休業その他の事由により、奨学金の貸与団体において奨学金の返還期限の猶予が承認された場合は、当該猶予期間又は3年間のいずれか短い期間を上限に、交付対象期間を延長することができる。

#### (補助金額)

第8条 補助金額は、認定者が貸与を受けていた奨学金の返還額(利息を含み、延滞金、返還免除額及び返還済額を含まない。以下同じ。)とする。ただし、第4条第2項の規定により本制度と他の奨学金返還補助制度と併用する場合、対象となる奨学金の返還額から、他の制度の助成金額を控除した額を補助金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金額の上限は3,240,000円とする。

3 対象経費の算定基準となる奨学金の返還総額は、認定者が第11条に規定する交付要件に該当するに至った時点で返還していない奨学金の額とする。

4 補助月額は前3項の規定により算定した補助金額を、交付対象期間の月数で除した額(奨学金の残額が生じなくなった場合は、第1項にかかわらず交付対象期間が終了したものとして扱う。)とする。

5 前項の規定にかかわらず、補助金額の月額上限は45,000円とする。

(認定者の届出等)

第9条 認定者は、認定期間中又は交付対象期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、届書（様式第3号）により、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 対象者の認定条件を満たさなくなったとき。
- (2) 休職、復職、退職又は転職したとき。
- (3) 補助金の交付を辞退しようとするとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。

(認定の取り消し)

第10条 知事は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の取り消し等の措置を行うものとする。

- (1) 対象者の認定要件を満たさなくなることが明らかになったとき。
- (2) 補助金の交付を辞退しようとするとき。

(交付要件)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、交付対象期間中、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 対象施設に薬剤師として正規雇用により就職していること。
- (2) 貸与を受けた奨学金に返還残額があり、かつ、滞納なく返還していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (4) 県税を滞納していないこと。
- (5) 就職後に、県が策定する又は認めるプログラムに基づく研修を受講すること。

2 補助金の交付を受けようとする者は、交付対象期間の1.5倍以上を就業期間として、対象施設に勤務すること。ただし、県内の他の病院への出向等、知事が特に必要と認めるときは、対象施設以外で就業することができる。

3 補助金の交付を受けようとする者は、交付対象期間終了後、県の実施する就業状況調査に協力すること。

(交付申請)

第12条 認定者は、規則第3条に規定する補助金の交付申請をするときは、対象施設に就職した年度においては認定通知時に記載する期日まで、以降の各年度においては知事が別途定める日までに、奨学金返還補助金交付申請書（様式第4号）（以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 交付申請書の返還月額は、原則として、認定申請書に記載した返還（予定）残額を記入することとし、認定者個人の事情により、返還月額を認定申請書に記載した金額から変更することは認めないものとする。

(交付決定)

第 13 条 知事は、規則第 4 条に規定する補助金の交付決定をするときは、奨学金返還補助金交付決定書（様式第 5 号）により通知するものとする。

(実績報告)

第 14 条 認定者は、規則第 12 条に規定する補助金の実績報告をするときは、交付対象期間の年度ごとに、当該年度の翌年度の 4 月 10 日までに、奨学金返還補助金実績報告書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 15 条 知事は、規則第 13 条に規定する補助金の額の確定をするときは、奨学金返還補助金額の確定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

(交付請求)

第 16 条 前条の通知を受けた認定者が補助金の交付を請求しようとするときは、奨学金返還補助金交付請求書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(在職報告)

第 17 条 認定者は、交付対象期間終了後の第 11 条第 2 項に規定する就業期間においては、年度ごとに、当該年度の翌年度の 4 月 20 日までに、在職報告書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中で就業期間が終了した場合は、就業期間が終了した翌月の 20 日までに提出するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第 18 条 知事は、認定者が第 11 条に定める要件を満たさなくなったことが明らかになった場合、規則第 15 条の規定により交付決定を取り消すことができる。この場合、知事は、規則第 16 条の規定により交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 21 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。

この要綱は、令和 6 年 6 月 14 日から施行する。（一部改正）

この要綱は、令和 6 年 12 月 24 日から施行する。ただし、第 12 条第 2 項の規定は、令和 7 年の認定者から適用する。（一部改正）

この要綱は、令和 7 年 12 月 25 日から施行する。（一部改正）